

第 45 回

阿賀町入札監視委員会審議概要

開催日及び時間	令和3年11月9日(火)	午後1時30分～午後3時30分
開催場所	阿賀町役場 3階 小会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事 工事発注実績等の報告について 抽出案件等の審議について その他 	
委 員 (委員数 3 名) (出席数 3 名)	委員長 沢 田 克 己 委 員 二 岸 直 子 委 員 齋 藤 修 平	
事 務 局	副町長 南 秀 之 総務課長 野 村 秀 樹 行政係 係長 長谷川 豊 行政係 主任 山 崎 敦	
審査対象期間	令和3年4月1日	～ 令和3年9月30日
抽 出 案 件	6 件	
制限付 一般競争入札	5件	① あが野団地 特定公共賃貸住宅屋根修繕工事 (落札率 99.58 %) ② ふるさと交流川屋敷空調整備工事 (落札率 98.43 %) ③ 阿賀町クリーンセンター機器整備工事 (落札率 99.02 %) ④ 津川地区流雪溝取水ポンプ修繕工事 (落札率 97.22 %) ⑤ 原水ポンプ修繕工事 (落札率 97.90 %)
指名競争入札	0件	
随意契約	1件	⑥ 三川・温泉スキー場第3ペアリフト制御盤等更新工事 (落札率 97.56 %)
委員会からの 質疑、回答等	別紙のとおり	
委員会からの意 見、具申内容等	別紙のとおり	
そ の 他		

意見・質問等	回答等																
<p>1. 開会</p> <p>2. あいさつ 副町長 本日は抽出いただいております6件の審議を中心にお願いいたします。皆様方から客観的にご指導いただく中で、検証する部分は検証し、反省するものは反省し、しっかりと町民の皆様に対して説明責任を果たす仕事を進めて参りたいと思います。</p> <p>委員長 昨年、私文書変造という事件があった。このようなことは予見もできず、業者のモラルが問われることで、通常では考えもつかない出来事です。ぜひ、このような事がないようにご指導お願いします。</p> <p>3. 議事</p> <p>(1) 工事発注実績等の報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料、制限付一般競争入札一覧の中で落札率が最低制限価格ギリギリの85%台のものが3件あるが、これまであまり見かけられない状況と感じる。どのような理由が考えられますか。 最低制限価格の算出方法は、どのような方法ですか。 <p>(2) 抽出事案の審議について</p>	<p>事務局より資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度上期の契約件数(130万以上) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>制限付一般競争入札</td> <td style="text-align: right;">43件</td> </tr> <tr> <td>指名競争入札</td> <td style="text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td style="text-align: right;">8件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">51件</td> </tr> </table> 平均落札率 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>制限付一般競争入札</td> <td style="text-align: right;">94.94%</td> </tr> <tr> <td>指名競争入札</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td style="text-align: right;">96.59%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">54.19%</td> </tr> </table> 苦情処理状況、資料に基づき説明 指名停止措置状況、資料に基づき説明 談合情報対応状況、資料に基づき説明 <p>いずれも水道施設の関連工事で町内に本社・営業所を有するとして制限付一般競争入札で発注したものです。業者も積算システムを導入し計算しているため、積算技術が向上し、どうしても受注したいとなれば最低制限価格を狙って入札してくるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 90%から85%の範囲で設定しています。計算方法も公表しています。ダンピング防止ということで、国からも指導があるところであり、実行している。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札制度からすれば好ましい。 <p>事案の抽出委員より、抽出理由を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 制限付一般競争入札 一覧の中から、落札率の高いもの。参加者が少ないものを選択 随意契約 一覧の中で特に金額が高いため選択 	制限付一般競争入札	43件	指名競争入札	0件	随意契約	8件	合計	51件	制限付一般競争入札	94.94%	指名競争入札	—	随意契約	96.59%	合計	54.19%
制限付一般競争入札	43件																
指名競争入札	0件																
随意契約	8件																
合計	51件																
制限付一般競争入札	94.94%																
指名競争入札	—																
随意契約	96.59%																
合計	54.19%																

意見・質問等	回答等
<p>① あが野団地 特定公共賃貸住宅屋根修繕工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札率が99.58%と高い。また、入札の積算内訳を見ると複数の項目において、設計額と同額である。その要因は、どのようなことが考えられますか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事概要、入札方法、入札結果の説明(事務局) 本工事は、経年劣化に伴う町営住宅の屋根修繕工事であり、町内に本社がある「建築」の登録業者で、規定による等級の者であることとして制限付一般競争入札を実施。入札参加者は4者で、落札率は99.58%。 建築については、専門に設計できる職員がいないため、このような工事の場合は、複数の業者から見積り徴し、それを基に積算し予定価格を設定している。それによって同額になる場合があるとみて取れます。また、木材の資材等も高騰しており、ギリギリ、1者だけが予定価格より低く見積もることが出来たものと思う。
<p>② ふるさと交流川屋敷空調設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> この工事も落札率が98.43%で高い。その要因は、どのようなことが考えられますか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事概要、入札方法、入札結果の説明(事務局) 本工事は、当該施設の空調設備が経年劣化に伴いが故障し、これまでのセントラル空調から、個別空調に変更し整備する工事であり、町内に本社、営業所がある「管」の登録業者で、規定による等級の者であることとして制限付一般競争入札を実施。入札参加者は3者で、落札率は98.43%。 この設計書を見ると、参考見積によるものと思われる。落札業者以外は予定価格を上回っており、先程と同様に予定価格の近い数字でないと思われ。
<p>③ 阿賀町クリーンセンター機器整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> クリーンセンターは、特殊な施設ということから、維持管理を請負う業者の入札参加がないのでしょうか。どのようなことが考えられますか。 他の自治体では、このような設備工事は設置した機械によって、それぞれ違うため、それを扱う業者が違うとして随意契約で行っているそうです。入札しても1者で落札率が高い。随意契約として価格交渉したほうが安くなるのではないのでしょうか。 更新工事は今後もあるため、競争性が働くように思っていたが、やむを得ないところもあると思います。 担当と相談して、随意契約でもよいのではないかと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事概要、入札方法、入札結果の説明(事務局) 本工事は、阿賀町クリーンセンターの機械設備が経年により、機能低下等が生じることから、バグフィルターろ布交換等、機器の更新を行う工事であり、新潟県内に本社、営業所がある「機械器具設置」の登録業者で、配置予定技術者が当該営業所に在籍、常駐していることとして制限付一般競争入札を実施。入札参加者は1者で、落札率は99.02%。 設計用の参考見積を徴するときには、プラント機器の機械器具設置を取り扱える業者に見積依頼をしている。その段階で、辞退する業者もいるようですし、見積は提出いただいたものの、入札への参加はしない業者もいる。今回も結果、入札への参加は1者であった。 複数業者からの見積による最低額の積上げた設計額になるので、不調となったこともあった。できる業者が限られていると感じる。 検討します。

意見・質問等	回答等
<p>④ 津川地区流雪溝取水ポンプ修繕工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加者が1者ということで、他の業者が参加しない理由は、どのようなことが考えられますか。 業者見積の一般管理費が非常に少ないと思いますが、どのような理由が考えられますか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事概要、入札方法、入札結果の説明(事務局) 本工事は、津川地区の流雪溝用水として、姥堂川から取水するポンプが経年により、部品の摩耗が激しいものの、部品供給が終了してており、修繕が不可能なことから、新たに揚水ポンプ1台を整備するものであり、町内に本社、営業所がある「機械器具設置」の登録業者であることとして、制限付一般競争入札を実施。入札参加者は1者で、落札率は97.22%。 当該工事は、特に特殊性はないとして、町内で5者の機械器具設置の登録業者があることから、十分競争性があるとして町内業者として公告とした。 設計内容をみると、機械の物自体のウエイトが大きく、儲けになる部分が少ないことから参加しないとした業者もあると考えられる。 落札するため、頑張ったものと思います。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争になると、一般管理費が低くなることもある。
<p>⑤ 原水ポンプ修繕工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 先程、同様、登録業者は5者だが、入札参加は1者であり、他の業者が参加できない理由はありますか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事概要、入札方法、入札結果の説明(事務局) 本工事は、クリーンセンターからの焼却残渣を処分している阿賀町エコパークの浸出水処理棟にあるポンプの消耗部品の交換等の修繕工事であり、町内に本社、営業所がある「機械器具設置」の登録業者であることとして制限付一般競争入札を実施。入札参加者は1者で、落札率は97.90%。 見積の段階では、複数に依頼をしていることと思われませんが、結果、参加者は1者でした。工事費も大きくなく、例えば、この時期に大きい工事を請負っていると、技術者の配置の件とか、はっきりとした理由はわかりませんが、そのようなことも考えられる。
<p>⑥ 三川・温泉スキー場第3ペアリフト制御盤等更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> このスキー場を建設された業者ということで、この業者しかできないということでしょうか。 スキー場のリフトは索道といって、安全性を保つためには、相当な技術や機械の設備もそれぞれの専門性があって、その業者でなければできないということかもしれません。 当該施設の設備は経年していますし、スキー場は、安全第一ですので必要なものは更新してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事概要、契約方法、結果の説明(事務局) 随意契約(特命随契)の案件である。 本工事は、三川温泉スキー場のリフト関係の制御盤の更新と運転室の建替工事である。特殊工作物の更新であり、選定業者は、新潟県内において索道施設に精通している唯一の業者であり、当該施設の状況等を特に熟知していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約。落札率は97.56%。 当該施設をよく熟知していること、更に県内でこの業者しかいないということで、緊急時の対応のことも考慮すると、この業者しかないとないということが理由である。 全国でも2者しかいないため。当該業者しかできない。 はい。議論しております。

意見・質問等	回答等
<p>(3) 指名停止措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> 指名停止期間について、規定に基づき3カ月としたことだが、審査委員会での審議の内容も含めて、決定の根拠を詳しく説明してほしい。 資格証書を偽造してまで、入札に参加しようとするのはありえない。一番の根幹の信頼関係が失われる。3カ月よりもっと重いと思う。また、指名停止期間は、工事の入札もないので、その点の議論はありましたか。 地方自治法により一般競争入札に参加させないことができる期間の最長が3年と規定されていて、指名停止期間は各自治体が要綱により、事由ごとに期間を定めている。常に最長期間で処分を決定するわけではないので、最長期を伸ばすことにより、威嚇効果、抑止効果になるのではないかと思います。 根本的な入札の制度に対する裏切り、信頼性を損ねている訳で、こういう違反行為をしたわけだから入札参加資格の取消しも検討されたのか。 損害賠償請求はできないのか。 詐欺という点での検討はされたのでしょうか。 町との契約は置いておいたとしても、民間との仕事の関係で社会的制裁を受けているのか。町民も事実をしてしているのでしょうか。 	<p>事務局より資料に基づき、事案の内容、町の対応の経過、指名停止措置の内容を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事請負業者指名停止要綱別表1(虚偽記載)に該当 指名停止期間:3カ月間 (令和2年11月25日～令和3年3月24日) 審査委員会において、町に対する背信行為であり、入札制度の信頼を大きく損なわせたことは、非常に重大であるとして厳しい意見もあった。また、一方では、過去の案件で法的には時効である。受注した水道施設の管理自体は、適切に履行されていた。これらを勘案するとともに、直近の死亡事故による指名停止等と比較することにより、それよりも重い3カ月と判断したところです。 指名停止期間の判断において、可罰的要素は何かと考え、どれだけの実害、損害賠償を求められる要素があるか。町をだまし続けていた期間がどのぐらい継続性があるかを考慮し、私文書偽造の時効は5年だけれども、町に対する信頼失墜行為は厳正にということで、結果的に直近の死亡事故よりも重いとして3カ月とした。また、指名停止期間が冬期間で実質的に実益がないのご指摘ですが、この時期は、確かに入札は少ないですが、除雪の契約があり、この業界にとつてこの時期に除雪がとれないのは、かなりの打撃、痛みにつながる部分があるとして、それだけの可罰的要素はあるものと判断した。 ご指摘も参考に、適正な運用に努めたい。 検討いたしました。入札参加を認めないという不利益処分となる訳ですが、当然ながら審査会の自由裁量という訳でなく法的根拠が必要になります。入札参加資格の審査規程の条項に照らし、取消の処分まではできないと判断した。逆に取消しの処分をして、行政処分に対する取消し訴訟的なものがあった場合、町の裁量逸脱が問われる恐れがあると判断した。 弁護士相談も行ったが、実害がないと難しいとのことだった。 いわゆる刑事訴訟法に基づく告発という手続きは取っていませんが、警察に状況を説明し、必要な情報提供し連絡を取り合っていました。 当然、町民にも、こういった行為をしたということは広まっていると思うが、業者がどうなったかは聞いていない。一方で、町の決定、姿勢に対しての批判もある。 行政は、権限をもって権力を行使することになるので、その判断が適正であったか、常に自問自答しなければならない。なんの根拠もなく判断をしてはならない。権力の行使をする場合は、その判断をした責任を負わなければならない、それに対してご批判があれば、きちんと説明していかなければならないと思う。

意見・質問等	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 別工事でも、最低制限価格と同額で落札している。これもこの業者が関係している。ちょっと信頼性が低いと感じる。はたして、85%で十分儲けがあるのか、いろいろな疑問がでてくると思います。 ・ この件についても、新しい情報等があれば知らせてほしい。 <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の委員会の開催予定について ・ 委員会審議概要の公表について <p>5. 閉会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町で予定価格を漏らすようなことは断じてない。85%については、ダンピング行為の最低限の価格になるので、近年においては積算能力のある業者は、みんな当ててくる。そこを見誤れば失格となるので業者も、経費を投じて精度のいいシステムを導入していると思う。積算能力が高いことだと思う。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低制限価格と同額については、たぶん、町から情報をもらってとかはないと思う。不正をするときは、わからないようにちょっとずらす。かえって、そういう疑いがないと感じる。 ・ 今後もこのような案件について、注視していきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札件数も少なくなることから、3月の開催を予定しています。時期になったら、調整させていただきます。 ・ 委員会の審議内容についての概要版を調製しましたら、委員から確認いただき町ホームページで公表しますのでお願いします。 <p>委員長より、本日の次第が全て終了したことにより閉会を宣言。</p>